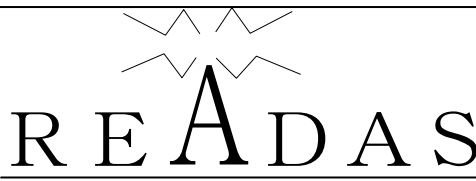


第 5384 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2016年)平成28年 1月12日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成27年に行ったふるさと納税

Q：昨年、ふるさと納税を初めてしましたが確定申告はしなければならないのでしょうか？

A：一定の場合を除き、確定申告が必要です。

【解説】

ふるさと納税は、地方自治体に寄附すると一定の金額が所得税及び住民税から控除されるという制度ですが、平成27年度の税制改正でこの特例控除額の上限が個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げられています。

ふるさと納税による寄附金控除の適用を受けるには、原則として、確定申告をしなければなりません。次の場合には申告不要とすることができることになっています。

- ①平成27年4月1日以降に行った寄附であること
- ②寄附をする自治体の数が5団体以内であること
- ③寄附をする際に各自治体に申請をすること
 ただし、平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている場合や寄附をした自治体の数が6以上ある場合、その他、医療費控除や住宅ローン控除を適用するために確定申告をする場合には、この特例の適用はありませんので注意してください。

